

ファイトバック！

No. 2 2006年 6月10日発行

館長雇止め
バックラッシュ
裁判

編集／発行：館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会

連絡先：530-0047 大阪市北区西天満 2-3-16 絹笠ビル1F

大野協同法律事務所内 Tel 06-6353-5215 Fax 06-6365-5550

■ URL : <http://fightback.fem.jp/> ■ blog : <http://fightback.exblog.jp/>

■ Email : fightback@hh.fem.jp

■ 郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会



北村三津子さん渾身の作「ぶち破れ！ 館長雇止め・バックラッシュ裁判」の横断幕を持つファイトバックの会。大阪地裁前にて。この横断幕は、東京の北村さんからこの数分前に届きました。(2006年3月15日)

目次

- ・ドラマティックなことが次々と/209人の署名を届けました! 2
- ・3/15 原告陳述書が三井さんから出されました/市長・桂館長の証人は先延ばし
/大法廷にはなりませんでした . . . 3
- ・3/15 傍聴してあきれました 4
- ・4/17 裁判を受ける権利と傍聴する権利が奪われた 5
- ・積もり積もった女性の思い(裁判中止から考えたこと) 6
- ・5/9 原告の尋問は大法廷になりました!! / 5/22 証人尋問を傍聴して 7
- ・もっともらしい答え、だんまり、大あわて、いつくろい/学習会「バックラッシュと非常勤」 . . . 9
- ・「三井さんの陳述書」をよんでください/吹きさらしの野にひとり 10
- ・今後の裁判日程 11 原告から/編集後記 12

ドラマティックなことが次々と

2004. 12. 17	提 訴
2005. 2. 2	第 1 回口頭弁論
3. 14	第 2 回口頭弁論
5. 9	第 3 回口頭弁論
7. 4	第 4 回口頭弁論
8. 24	第 5 回口頭弁論
9. 28	第 6 回口頭弁論
11. 14	進 行 協 議 期 日
12. 26	第 7 回口頭弁論
2006. 3. 15	第 8 回口頭弁論
4. 17	第 9 回口頭弁論 (中止)
5. 22	第 10 回口頭弁論
7. 3	第 11 回口頭弁論
10. 2	第 12 回口頭弁論
10. 30	第 13 回口頭弁論

2006 年に入り、裁判のヤマ場である証人尋問に向けての動きが加速しました。

一つは証人に一色氏（前市長）と桂氏（現すてっぷ館長）を認めてもらうための動き。もう一つは、法廷を小法廷から大法廷に移すための動きです。法廷の日程は、3月15日、4月17日、5月22日でしたが、この間、ドラマティックなことが次々に起こりました。

この裁判は、本当に女性たちの行く末に重要であるだけでなく、歴史的に見てもなかなか経験しえないことを、私たちに体験させてくれる裁判です。

次は、7月3日（月）、10月2日（月）。

三井さんの尋問日は10月30日（月）と決まりました。その後、一色氏と桂氏の尋問があるかないかが決まります。時間は、11ページをごらんください。

大法廷での証人尋問を求めて

2/17 209人の署名を届けました！

2月17日（金）午後3時、大野法律事務所に集まったのは8人。大野町子弁護士と「館長雇止め・バックラッシュ裁判」の証人調べを大法廷でやってほしいという要望書を、裁判所に届けてきました。みなさんから集まった署名は、最終で209人になりました。みなさんの協力で沢山の署名を届けることができました。本当にありがとうございました。



届けたところは大阪地方裁判所第5民事部合議2B係です。第5民事部は、8階の809号法廷とは中央のエレベーターを挟んだ反対側の通路（裁判所正面側）沿いがありました。8人も女性が、ぞろぞろと部屋に入ってきたので何事かと？ 大野町子弁護士が、要望書を届けにきましたと説明。男性2名の方に、署名209人分の書類を渡しました。上田美江代表が「証人尋問を大法廷でお願いします」と発言。鈴木誠子さんが次に「30人の法廷では、いつも法廷に入れない人が大勢います。わたしたちは、裁判がどうなるのか、しっかり発言を聞き、目で見たいですから」と念を押しました。「検討をよろしく」「大法廷で開いてください」とそれぞれ言ってきました。

ふじ みつこ（版画家）

3/15 原告陳述書が三井さんから出されました

3月15日、傍聴に参加した人には、仮印刷の「陳述書」が配られました。弁護団や交流会参加者から「13日に仕上がったのに、もうこんなに表紙までッ」と感嘆の声があがりました。そうです。ファイトバックの会世話人、印刷班の朝な夕なのお仕事の賜物です（パチパチ）。

およそ、400字づめ原稿にして240枚。大作です。1章から10章まで、わかりやすくもくじだてされています。長いですが、一気に読めます。

中身は、全国公募に応募した動機、すてっぷオープン前の準備、オープン・イベント、すてっぷでの企画運営、バックラッシュ、まやかしの組織変更、茶番だった採用試験、提訴を促した理由など。非常勤職員の働かせられかた、どんどんバックラッシュに屈していく豊中市などリアリティあふれます。「組織強化」による変更と見せるために、三井さんだけでなく、労働組合にも、評議員にも嘘をつきつづけてきた、市と財団の行状も、初めて明らかにされています。

「読んでいて泣けてきた」という人がいたのですが、権力の犯罪とはこういうふうに行われるのか、と納得させられた人も多かったようです。まるで小説のようです。

3/15 一色市長と桂館長の証人は先延ばし

3月15日、口頭弁論がありましたが、一色市長と桂館長に証人調べに出廷する件は決まりませんでした。裁判長は「まず決まっている本郷部長、武井前課長、山本事務局長、高橋理事長からはじめ、必要があればまたそこで検討する」というように言いました。結論は先延ばし、というわけです。

3/15 大法廷にはなりませんでした

裁判長は、「この事件は、この法廷ですることになりました」とそっけない返事でした。宮地弁護士や渡辺弁護士が「なぜですか。理由は？」「あれだけ傍聴するという要望が出ているのに」とつめよりました。すると裁判長は「第5民事部関係では、原告が23人というケースだけ大法廷です。ほかは小法廷です」というだけでした。傍聴席が騒然となりました。

法廷の後、弁護士会館に移り、弁護士解説つき交流会がありました。そこでも、この件について大議論になりました。中には「市民を馬鹿にしている、許せない」と言う怒りの声も。また、大野町子弁護士より次のような力強い意見がありました。

「次の法廷は4月17日。豊中市の人権文化部長が証人となるので、廊下まであふれるくらいの傍聴人を集めるしかない。これでは大法廷にするしかない・・・というこちらの勢いを見せるしかない」「女性の関心が高い裁判だということを裁判長に知らしめるしかない」

3/15 傍聴してあきれました

15日、裁判の傍聴に行きました。裁判長のぼそぼそ声でやり取りがはっきり聞こえないので、おもわず「もっと大きな声で！」といたくなりました。なんのための傍聴席なのでしょう。

おおむね4月17日の証人順序の件でした。裁判長の「はじめに三井さんから・・・」との提案に、寺沢弁護士が「最後のほうがいいです」と希望をだしました。裁判長が「どちらでもいいですが、被告弁護士のほうはいかがですか」と問うと、被告弁護士が「こちらはどちらでもいいです。三井さんのほうが先でも、また最後に三井さんに機会を差し上げればいいのでは・・・」と発言。

おとっと……。それなら「どちらでもいいです」といいなさんな。これは相手（裁判官）に譲歩したとみせかけ、じつは自分の主張をしっかりとっているやり方。でも再度こちらが主張して、けっきょく三井さんは最後になりました。



交流会、弁護士会館にて

もうひとつ、おどろいたことは、「大法廷ではやらない」との裁判長の発言でした。

大法廷の要望を提出したにもかかわらず、「この裁判は大法廷ではやりません」とのまったく問答無用の発言に三井さん側の弁護士が再三なぜなのかを問いただし、過去の例もあげたにもかかわらず、「大法廷ではしません」をくりかえし、あきれかえりました。

傍聴席も騒然となりましたが、ここでおおさわぎをしてはまずいかと、みな自制をしました。やりきれない思いでした。この権威主義こそたかなくては、というおもいでした。

裁判って、だれのためのものでしょう。だれもが裁判の成り行きを自分の目で確かめる自由と権利はあるのではないのでしょうか。小法廷で入りきらなければ、大法廷で、というのがわたしたちの考え方。その意味でも、4月17日は一人でも多くの傍聴者をさそって出かけなくては、とおもいました。

三井さんが人質に取られている感じで、裁判官に自分たちの思いをこめて抗議できないのは、ほんとうにはがゆいことでした。

PS:いま憲法改悪が問題になっていますが、三井裁判も憲法の男女平等を保障せよという重要な憲法裁判でもあると思っています。バックラッシュは反憲法ですから。

三木 草子（大学教員、『資料日本ウーマン・リブ史』全3巻編者）

4/17 裁判を受ける権利と傍聴する権利が奪われた

大阪地裁809号室で開かれた「館長雇止め・バックラッシュ裁判」（山田陽三裁判長）は初の証人尋問の予定であったが、裁判長の非民主的法廷指揮のために1ヶ月延ばされた。

■なぜ証人尋問が1ヶ月延期されたか

そのいきさつは、すでに同日毎日TVのニュース番組で「裁判長逆切れ？突如裁判中止」

と銘うって報道されたが、簡単に紹介すると 809号法廷はわずか40人程度の傍聴席しかなく、当日訪れた傍聴人は100名を越えて廊下に溢れた。そこで遠くからの参加者が中へ入れろと迫り、裁判長は傍聴券を出すといい出して退席したが、いったん座った四国や千葉からの傍聴者は動かず、裁判長退席のまま時間は過ぎた。

吏員が当日の大法廷が二つも空いていることを調べてくれたので弁護団は裁判長に大法廷への変更を申し入れたが返事はなく、時間ばかりが空しく過ぎて30分を経過。そこで弁護団は事態收拾のため再度面談を申し入れ「次回から前向きの方で考えて頂けるなら本日は溢れ出た人達を説得しますが」と水を向けたのに、やはり裁判長は返事をせず、再開された法廷で裁判長が逆切れ？したと言う訳である。

■2ヶ月前に200人の傍聴希望署名届けていた

何故このような事態に陥ったかといえば、原告側の弁護団も支援者もすでにかかる事態をみこして2月17日に「大法廷への変更願」を200人以上の署名と共に裁判長に申し入れている。しかし裁判長は頑なにこれを認めなかったのであって、突如要求したわけではない。

しかも裁判長は拒否の理由を明確にせず、ただ「この裁判は小法廷で行ないます」と答えたのみである。納得のいく答えが得られるのなら誰も騒いだりはしない、答えられないのは確たる理由が無いからではないか？ また同時にこの裁判を軽くみているのだと想像される。だからこそはっきりとは言えないのではないか。

■女はこの裁判を他人事ではないと思っている

何故全国からこんなにも多くの傍聴人が集まるのか。それは、女はこの裁判を他人事ではないと思っているからだ。

単に館長の雇い止めだけではなく 三井さん個人の問題だけでなく、女の雇用のありかた、労働のありかたが問われているからでもある。労働の場で簡単に首をきられ、雇い止めされるのは圧倒的に女が多い。これは全く女性差別以外のなにものでもない。三井さん以外にも訴訟を起こしている女たちは大勢いるのだ。

こうした女性の問題をこのような裁判長では、軽く片付けられるのではないかと危惧を抱く。簡単に片付けられてはたまったものではない。現在の労働市場の変革なしには少子化も持続の一途を辿るのみだ。

■大法廷使用の基準は何か

全国から馳せ参じた傍聴人に開かれた裁判の場をこそ提供すべきである。

にもかかわらず裁判長は裁判を中止し、原告の裁判を受ける権利も、遠くから手弁当で集まった人々の知る権利をも奪ったのだ。これは人権侵害であり、憲法違反にほかならない。



裁判が突如中止に。大阪地裁内記者クラブにて緊急記者会見

このような裁判長の行為は「30年の弁護士生活のなかでも前代未聞である」と弁護団は語った。私はこのような、裁判長の、引いては日本の司法の権威主義的で非民主的な裁判のあり方に怒りをおさえられない。

そもそも大法廷か小法廷かはどんな規準で選択されているのか？ 他の先進国での裁判は日本よりはるかに開かれている。時代遅れの裁判長のやり方は、理由を明確にしないかぎり、単なるわがままにすぎない。いまだに「よらしむべし知らしむべからず」とでも思っているのではないか。

現在大阪でこのような裁判が進行中であることを全国の人びとに知って貰いたい。

二岡美流子（ファイトバックの会）

積み積もった女性の思い(裁判中止から考えたこと)

4月17日、豊中市女性センター館長を雇止めされたことを不当だとして大阪地裁に損害賠償請求をしている三井マリ子さんの裁判があった。

私は山口県本郷村から、朝早く起きて大阪まで到着した。証人尋問初日のこの日は、原告側・被告側・一般傍聴者計100名以上。傍聴席は45人分。前半・後半で交代するという事で、部屋の中に入るものは入り、私は廊下のソファに陣取った。

開廷を待つばかりとなった午後1時半、法廷の扉付近で、なにやらざわついている気配がする。入廷できなかった女性たちが思い思いに大法廷での開催を要求しているのであった。実は、三井さんの裁判はいつもほぼ満席で廊下で待機組も多かった。2ヶ月前には、17日の傍聴希望者209名の署名簿を持参し、大法廷にしてほしいという要請を裁判所にしていたのである。

つまり「傍聴をしたい」という強い思いは何ヶ月前からはじまっていた。いやこの1、2年とかいう単位ではなく、20年、30年積み積もった女性の思いというべきであろう。

係員はなぜか法廷の扉を開めることができず、法廷室内と外がお互いに丸見えで、室外での体をはっての頑張りが傍聴席の人にも波及した。そして裁判長の「一旦全員退席」の指示を無視して動ぜず。「大法廷に移れば済むことです」と口々に訴える。

ついに裁判長は、「中止します」とあつというまに自ら退廷。これは多くの傍聴者が発したエネルギーが、裁判長の紛争解決能力を萎縮させ、裁判長席にいたたまれなくさせたせいではないだろうか。

こうして17日の裁判は不成立となった。この前代未聞の事態に、三井側弁護団は「大法廷使用について司法行政の介入があるのではないか」と裁判所長に質問に出かけた。その後、司法記者室で記者会見。当日夕 MBSテレビのニュースで放映された。

80人の大法廷で開催すれば、希望者がほぼ全員傍聴でき、記者席が14もあり、記者による傍聴と取材・新聞記事掲載への可能性が大になるという。大法廷が空いていて、しかも2ヶ月前から傍聴希望者数を届けていたにも関わらず、何が何でも小法廷にした裁判長の態度は、市民の傍聴する権利を侵害しただけではない。「開かれた司法」をめざす今日の流れに逆行するものであると思う。

勝又 みづえ（本郷川を守る会副会長、ファイトバックの会@岩国）

5/9 原告の尋問は大法廷となった！

全国の会員の皆様、三井裁判への絶大な応援、感謝です。

「大法廷で開催を要望！」キャンペーンには多数の傍聴希望者が署名に協力してくださって、弁護団・原告・世話人一同そろって胸をなでおろしました。（中略）

5月9日、大法廷問題について裁判長から弁護団・原告に対し提案がありました。証人尋問の最後となる三井マリ子原告の尋問の時に「大法廷」を使うことを考えるということでした。ただし4月17日のような事態を招かないように協力して欲しいという条件でした。裁判長はこれまで「この事件は小法廷で行います」というだけでしたので、大法廷は絶対に使わせないだろうと踏んでいた弁護団は、大変驚いたようです。これは、皆様方の絶大なる応援と、4月17日の閉廷について大勢の方が裁判所へ抗議をしてくださった成果だと思います。

提案を受けた弁護団は、会議で原告と何度も慎重に話し合った結果、承諾することになりました。しかしながら、大法廷使用基準などすっきりしない点がありますので、22日までに、どのような基準で大法廷使用可能かについて原告弁護団から上申書を出して回答を求めるとのことです。4月17日に傍聴参加の有志による文書付きです。

ファイトバックの会として弁護団のみなさんにはほんとうに頭が下がります。原告である三井マリ子さんも関東と関西を往復しながら本当に良くがんばっています。それにしても裁判官が、4月17日の傍聴を求める必死の声を単なる「混乱」と受け取っていたのでしょうか。大法廷使用を希望して2月17日、209人の傍聴希望者の署名簿持参で超多忙な弁護士ともども裁判所へ申し入れた事を黙殺したのは誰？ 法廷で弁護団が大法廷使用について検討していただきたいと要望したにも関わらず、理由も無く退けたのは誰？ 私たちは、正規の手続きを踏み、万人に開かれた裁判をとの思いを述べてきたと思います。

とはいえ裁判長も人の子、冷静さを欠くことも、時としてあるということで、今回の成り行きとなりました。この件に関して山田陽三裁判長を追いつめることは、裁判の本筋から外れると思いますので、ファイトバックの会ではしないことに決まりました。

また、山田陽三裁判長のこれまでの判決を見ますと、公正さにおいては問題ないようです。三井裁判においても、男女平等を嫌悪する勢力の圧力に負けた豊中市の、欺瞞ねつ造、嘘の上塗りを見抜き、素晴らしい判決を私たちにもたらしてくれることと期待しましょう。

炎女の熱い思いよ、もっともっと広く高く燃え盛れ！

ファイトバックの会代表 上田美江

5/22 証人尋問を傍聴して

館長雇止め・バックラッシュ裁判が22日、大阪地裁809号法廷で行われました。傍聴人が多く詰め掛けたため、交替での傍聴となりました。広島からは私、さとうが参加しました。この裁判は、2000年に豊中市の男女共同参画推進施設「すてっぷ」に公募で非常勤館長に就任した三井マリ子さんが、2004年3月末で雇止め(やといどめ=解雇)となったことに対して、同年12月17日に豊中市などを相手取って提訴しているものです。

2002年以降、復古（筆者の評価では「保守」でさえない）的な勢力による、三井さんへの攻撃が開始されました。翌年には、三井さんが「専業主婦はIQが低いから、専業主婦しか出来ない」と言ったという根も葉もないうわさが流れた。そうした動きの中心は、民主系会派の北川市議だった。が、市側は最初に対応していたが、次第に腰砕けとなり、秋以降、三井さんの後任を組織体制見直しの名目の下に探すようになった。そして、三井さんの意向を聞くこともなく、後任が勝手に決められ、採用試験はしたものの結局最初から結論は決まっていたようなもので、桂さん（現常勤館長）が選ばれたというものです。

今回は、すてっぷの事実上の最高責任者である本郷人権文化部長が証人として呼ばれました。まず、前半は、被告側代理人による証人尋問でした。証人は、あくまで2003年11月8日に三井さんの意向を確認した上で、11月中旬以降、後任を探したと、陳述書どおりに主張しました。また、2002年暮れ、攻撃に対して、すてっぷの山本事務局長が、FAXを理事らに送ったが、それが反対勢力側に漏れて、北川市議らから糾弾されたことについては、事務局長の責任にして、三井さんは監督責任だが、「三井さんを庇った」ような言い方をしました。

矛盾点も見受けられました。北川議員は2003年9月議会で、市の男女共同参画条例案について、委員会でも本会議でも、ほとんど内容に反対する質問をしながら、結局賛成に回ったのです。あきらかにおかしい。原告側の「三井を首にする代わりに、条例を通す」という裏取引があったのではないかという疑問に対して、証人は、「会派の意向と本人の意向が違う場合には討論と賛否が異なる場合もあり、矛盾しない」と言いました。しかし、北川議員は会派を代表して、反対の意見を示しているのです。例えば小沢代表が民主党を代表して、ある法案で反対の立場で質問をしながら、採決では、民主党が全員賛成に回るような話な訳です。

この後、私は、他の傍聴人と交代しました。以下は、その後、交流会で、原告弁護人からお聞きした要点です。組織体制の見直し（これが三井解雇の口実）については、2003年5月、すてっぷの財団の評議員会で、秋以降に意見を聞く協議をすすめたいなどと、事務局長が言いながら、その意見の会も開かれることなく、10月には拙速にも案が決まっていた。しかし、そのことを部長は知らない、課長級だけで決めていたなどと、言い逃れをしたそうです。また、三井さんが解雇された4ヶ月後の2004年8月には、財団を解散する案を検討したが、大阪府に反対され断念したそうです。「IQ・・・」のうわさ問題では、原告が最初怒りで興奮していたと証人は言いました。しかし、弁護人によると、むしろ、証人は動揺していた（顔色や耳に変化）ということでした。

また、次期館長を決める際、原告を候補者にしなかったことについて、アプリアリに「三井さんは常勤は無理」と決め付けていたことも明らかになりました。本人が雑談で事務局長に漏らしたことをそのまま本気にして、一切公式には確認せずに、意見も聞かなかったことが明らかになりました。三井さんは、非常勤だったがゆえに、あっさり解雇されたともいえます。都合の良いときは「看板」として利用し、旗色が悪くなると、自分の保身のために切り捨て、議員をなだめる。そして、三井さんを切るために、常勤に切り替える。決して労働者の待遇を良くするとか、そういう話ではない。この裁判は、女性の人権問題であると同時に、非正規雇用労働者の人権問題でもあります。すてっぷでは当局側が、長く非常勤スタッフを雇用すると結局正規雇用する義務が生じるために、早く首を切ろうとしていたこともすでに明らかになっています。参加した市議からは、彼女の地元（函館市）では、指定管理者制度が女性の人権施設に適用されたが、最低賃金ぎりぎり、館長以下非常勤で働かされているということで、各地

で似たような火種はあるということです。

今回の裁判では、地方レベルとはいえ、正に小泉政治そのものを問うものだとも考えます。男性は私も含めて、少数で、交流会の二次会に残ったのは私が「黒一点」でしたが、男性労働者、とくに正社員、公務員も正面から自分たちの問題として受け止めるべきものだと感じました。私たちは、バラバラにされてはならないのです。

しかし、北は北海道から、西は山口まで多くの人が三井さん支援に今日も集まりました。これは凄いことです。私はこういう人が居る限り、希望は諦めません。

さとうしゅういち(地域・平和・人権・環境 広島瀬戸内新聞)

もっともらしい答え、だんまり、大あわて、言いつくろい

5月22日、生まれて初めて裁判の傍聴券抽籤に並びました。

まず整理券を受け取り、その後合格発表のようにホワイトボードに当選番号が出されて、抽籤に当たった人は傍聴券を整理券と引き換えます。抽籤にはファイトバックの会以外に、労働問題などに興味をお持ちの方もお越しになっていたようでした。

その後、主尋問と反対尋問で交代しました。

私は反対尋問を傍聴しました。寺沢弁護士、大野弁護士、島尾弁護士がそれぞれ質問されました。島尾弁護士が、三井さんと桂さんの館長試験の可否について質問され、本郷部長はもっともらしく答えていましたが、さらに突っ込みされて思わず「…」と黙り込んでしまったのは、なかなか面白かったです。その後慌てて色々言いつくろってましたが。

これから証人調べが続きますが、豊中市がいかに虚言、妄言を言うか、原告を支援する側が法廷で見届けているというのは無言のプレッシャーになると実感しました。

今後、被告側も色々22日の尋問内容をみて、策を練ってくると思います。私たちも、力と知恵を出し合っていきたいと思いました。

成田真理子 (ファイトバックの会)

学習会：バックラッシュと非常勤



三井さんは全国を行脚して、バックラッシュ攻撃の具体例、非常勤雇用の問題点、それがなぜ女性の尊厳を傷つけ、自由を奪うものであるかを話して回っています。あなたの町でも三井さんを囲んで話し合いませんか

(写真は毎日テレビで報道された三井裁判を見る参加者。「しなの学校」最終講義にて)

「三井さんの陳述書」を読んでください

ファイトバックの会は、「館長雇止め・バックラッシュ裁判」を支える会です。

バックラッシュ（男女平等への逆流）攻撃に屈して、非常勤の雇止めを黙認するのか、それともバックラッシュに負けず男女平等を進めるのか——岐路に立たされた三井さんが提訴という道を選んだことに賛同する会です。裁判の勝訴に向けて支え合う目的を持っています。

三井さんは不当解雇後、豊中市に借りていたアパートを出て東京に戻りました。でも、裁判は被告の地、大阪です。毎回の法廷、弁護団との打ち合わせ、支援者との会議など、東京から大阪に通う交通費だけでもたいへんな負担です。

「陳述書」を買って読んでください。ファイトバックの会が発行しました。

800円（実費＋カンパ）です。カンパは三井さんの交通費や事務費を少しでも軽くするために使いたいと思います。

中身はバックラッシュの具体的な動きがわかる参考書として非常に価値あるものです。それにいかに非常勤職員の労働条件が悪いかも。これを読んだらきっと黙っていられなくなります。お買い求めの方法は同封のチラシをみてください。

吹きさらしの野にひとり

ああ、そうであったのか、おおそうであったのか、とたえず思いながら、陳述書を読む。

時々「マリ子さん偉い偉い、マリ子さんよく頑張った」と、つぶやきながら。

嫌な画策の兆候が見えて以後は、マリさんは吹きさらしの野に一人、耐えさせられた感じ。

それにしても、「館長採用試験」など、よく策を弄したものではある。こんな策は、「非常勤の女性なんて、首切りも簡単簡単」との差別意識がなくては考え出されもしなからう。

どんなにか悔しかったろう。

それに耐えてきたマリ子さん。

でも、今回の、法に訴えたという事業、偉大な仕事ですよ。「女性なんて非常勤やパートで結構。首切りも簡単」という世間の思い込みを打ち払う作業ですからね。

こんな扱い、本当に理不尽なことです。

こんな理不尽、よもや裁判長さまが許されるはずはありません。

きっと、裁判長さまは、筋の通った判断をしてくださいます。

裁判長さまを信頼します。

橋本 チエ子（女性史研究家、福井県越前市）

女性問題の書として読んで



「館長雇止め・バックラッシュ裁判」を聞いている三井マリ子さん（とよなか男女共同参画推進センター・すてっぷ元館長）の陳述書が出版された。すてっぷで、三井さんに何が起きたのかは語れども詳しいが、陳述書の方が裁判用語ではなく、三井さんの言葉で書かれており、心情がよく出ていて解りやすい。A4版で100ページをこす力作だ。

1章、2章では、新しい女性センターに魂を吹き込んできた三井さんに、豊中市の全国に向けた館長募集に希望を持って応募したいきさつ、すてっぷオープン式典での館長の扱われ方を通して、独立した機関である財団法人すてっぷが、実際には豊中市の絶対的支配下に置かれていたことが強く感じられたことなど、最初から引き込まれていく。3章は、館長として意

三井マリ子陳述書 館長雇止め バックラッシュ裁判

欲的に取り組んだ企画事業の教々、斬新な企画はメディアからも注目を集め、すてっぷの評判を全国的に高めていった。その頃、男女共同参画基本法が制定（1999年）されて、各自治体の条例制定が始まる中で、意欲的に仕事をすすめる三井館長は、バックラッシュの標的になっていった。この動きに対して、全国公募までして東京から招いた館長に、豊中市は何かをしたのか、何をしなければよかったのか詳細に記述されている1章、5章を

読んでいくと恐怖を感じる。議会対策のために、組織を守るために、行政が取った行動は、豊中市の問題だけではない。三井裁判が問うている女性の雇用問題、バックラッシュの問題は、女性差別の問題であり、私たち一人ひとりの問題である。裁判の理解のために、女性問題の書としてぜひ読んで欲しい陳述書だ。

『館長雇止め・バックラッシュ裁判陳述書』
800円＋送料1冊290円 申し込み：03-010047 大阪市北区西天満2-13-16 錦笠ビル1F 大野共同法律事務所内（フアイトバックの会）

今後の裁判日程 (証人尋問)

- 7月3日 (月) 10:15~16:30 大阪地裁 809号法廷
午前：証人 元豊中市人権文化部男女共同参画推進課長 武井 順子
午後：証人 元すてっぷ事務局長 山本 瑞枝
- 10月2日 (月) 10:00~12:00 大阪地裁 809号法廷
証人 とよなか男女共同参画推進財団理事長 高橋 叡子
- 10月30日 (月) 13:10~17:00
証人 原告 三井マリ子 大阪地裁 大法廷

組織強化を装った陰湿な首切り

三井マリ子（原告、すてっぷ初代館長）

3月15日、私は裁判所に提出するための「陳述書」を書き上げました。書いていて何度も息切れがしました。気持ちが萎えそうになると、皆さんの「がんばって」の声が脳裏に響いてきてまたがんばるといふ、よれよれの数ヶ月でした。でも、おかげで私の身に降りかかったことを順序立てて整理することができました。

2000年、豊中市は全国公募で私を「すてっぷ」初代館長に選びました。それから約3年後、市は、男女共同参画推進条例案を9月議会に上程します。条例案は、バックラッシュ勢力議員まで賛成に回って、無修正のまま可決されます（彼らの日頃の主義主張からすると賛成はありえない！）。すると次に市は、「すてっぷ」の事業を充実させたいので職員体制を強化したい、と言い出します。

『強化』と称するプランの核心は、非常勤館長である私の「すてっぷ」からの排除でした。それまで誠実に仕事をしてきた私は、評価されこそすれ、クレームをつけられたことなど一度もありません。その私に対して、「あなたは組織に不要」と正面切って堂々と通告するならまだしも、実に陰険な方法で首を切りにかかったのです。

2003年秋には私抜きで館長候補者リストが作成され、市長の指示（部長談）で就任要請が始まりました。周到な隠密行動でした。排除計画を正当化するためでしょう、「三井は当初から3年程度と決まっていた」「三井が常勤は無理だと言った」「三井は立ち上げ時の看板だった」「職員体制強化は2004年でなければ予算のめどがつかない」「組織変更について」会議で話し合っていないが職員には個別に話してきた」……といった作り話が流布されたり裁判で出てきたりしました。

2004年2月、市は臨時にすてっぷの理事会を開いて組織変更案を通します。次期館長の決め方も話合われます。原則公募だ、いや公募なしの選考だ、いや組合からは公募の要請がある……。でも、これは全くの茶番劇でした。前年12月にはすでに、寝屋川市で働いていた桂さんを館長に据えることを決めていたのです。理事会もなめられたものです。

こんな汚いやり方で使い捨てにされて泣き寝入りするわけにはいきません。ということで、市を提訴。10月30日は私が証人として出廷する日。場所は大法廷です。傍聴席からの応援をお待ちしています。

ファイトバックの会とは

ファイトバックの会は「館長雇止め・バックラッシュ裁判」を支援する会の略称です。三井マリ子さんが原告となって起こした裁判を支援したい方たちのための場です。ファイトバックはFightback。「反撃」という意味です。男女平等を進める世界的潮流に敵対する反動的傾向をバックラッシュ Backlash といいます。その動きに負けないぞ、という意気込みでつけられました。

編集後記

ようやく2号の発行にたどりつきました。今回は実に盛りだくさん。それだけ多くの驚くべきことがあり、皆さんそれぞれの熱い思いが言葉に表れています。バックラッシュの動きはまだまだありますが、全国の皆さんのネットワークではねかえしてきたことも事実。裁判はいよいよ本丸に突入します。皆さんの力を結集し、勝利を目指してファイトバック!! (^o^)/ (^o^)/ (な)